

令和8年4月22日
道路局総務課

首都高速道路株式会社発注の道路清掃業務に係る 談合事案に関する国土交通大臣の同社代表取締役 社長に対する措置について

首都高速道路株式会社が発注した道路清掃業務に関し、本日（4月22日）、公正取引委員会から同社が入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置を求められた。

国土交通大臣は、同社が入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置を求められたことは極めて遺憾であり、高速道路の建設・運営を業務とし、国民に対し責任を負っているという極めて公共性の高い会社であることを踏まえ、同社の代表取締役社長 てらやま とおる 寺山 徹 に対し、令和8年4月22日付けで、有識者に意見を伺いながら原因究明に向けて徹底した調査を行った上で、厳正に対処するとともに、入札に係る不正な行為の再発防止策を取りまとめ確実に実施するなど一層の努力を求め、今後、このような事態が起こらないよう、厳重に注意した。

<問合せ先>

道路局 総務課 高速道路経営管理室 企画専門官 濱谷、課長補佐 手嶋
TEL : 03-5253-8111（内線、37-212、37-213）、03-5253-8477（直通）